

基本目標Ⅰ 地域における子育ての支援の充実

1 地域における子育て支援サービスの充実

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-1	★放課後児童クラブの環境改善	児童数の増加が見込まれる奈良輪小学校区に放課後児童クラブを開設します。平岡小学校の余裕教室を改修し放課後児童クラブを整備します。	子育て支援課
1-2	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援ポータルサイトを活用し、子育て情報の閲覧を容易にするとともに、市内子育て関連団体の情報提供を行います。併せて「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てまっぷ」の配布による紙媒体での情報提供を行います。	子育て支援課
1-3	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者(利用会員)と援助希望者(提供会員)が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリーサポートセンターの提供会員の増員等、支援体制の強化に取り組みます。	子育て支援課
1-4	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育課
1-5	★病児保育	病気やけがなどにより集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育課
1-6	★一時預かり事業等	保護者の急な疾病や冠婚葬祭などの理由で一時的に家庭での保育が困難な場合に、保育所(園)において保育を行います。	保育課
1-7	★地域子育て支援拠点事業	出産から育児まで、子育てに関する情報提供や専門職による相談対応・助言を行うとともに、各種講座やイベントを開催することで、親子同士が交流を図ることのできる地域子育て支援センターを設置します。	保育課
1-8	★子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)	保護者の疾病その他理由により、家庭において児童を養育することが一時的に困難になった場合や、配偶者等からの暴力により経済的な理由で一時的に母子を保護する場合に、児童養護施設において一定期間、養育・保護を行います。	子育て支援課
1-9	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営します。	子育て支援課
1-10	★幼稚園における預かり保育	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、通常の教育時間の前・後等に預かり保育を実施します。	学校教育課
1-11	各種相談	家庭児童相談、母子・父子自立支援相談、保育所(園)巡回相談、利用者支援事業(★)、教育相談、訪問相談、医療機関と連携した教育相談、就学相談、県立榎の実特別支援学校教諭巡回相談(幼稚園、保育所)を実施します。	子育て支援課 保育課 学校教育課 総合教育センター
1-12	★子育て世代包括支援事業	妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージに関する相談を受け、必要な支援へとつなぎます。	子育て支援課 健康推進課
1-13	産前産後ヘルパー派遣事業	家族等から十分な家事・育児などの援助が受けられない母親が安心して子育てできるよう、産前産後において有償のヘルパー派遣サービスを提供します。	子育て支援課

2 保育サービスの充実

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-14	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
1-15	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課
1-16	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育課
1-17	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育課
1-18	★障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育課
1-19	★市立保育所、市立幼稚園のあり方検討	保護者のニーズや施設の維持管理を踏まえながら、将来を見据えた効率的な施設の運営方法や再編統合について検討し、その検討結果を踏まえ推進します。	子育て支援課 保育課 学校教育課
1-20	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育課
1-21	★保育士等の資質・専門性の向上・保育基盤の強化	保育協議会を活用した保育士の研修の充実、保育所(園)における専門的な人材の育成に努めます。	保育課
1-22	入所待ち補助金事業【新規】	保育施設への入所を希望しているものの、入所待ちとなっている児童が、やむを得ず一時預かりや認可外保育施設を利用する場合に、保護者の経済的負担を軽減します。	保育課
1-23	保育所業務効率化推進事業【新規】	保育業務の効率化と保育士の負担軽減を図るため、保育所へシステムを導入し、更なる保育の充実に努めます。	保育課

3 子どもの健全育成環境の充実

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-24	青少年健全育成団体への支援	地域の青少年健全育成団体を支援し、地域全体で子どもを育む活動の推進を図ります。	市民会館 各公民館
1-25	放課後子供教室推進事業	放課後の学校施設を活用し、子どもの安全・安心な活動場所を提供します。異学年活動、地域住民との世代間交流などを実施し、地域の教育力の向上や心豊かな健やかな児童の育成を図ります。	生涯学習課
1-26	★保育所(園)の園庭開放	自宅で保育している親子のため園庭を開放し、地域の子どものふれあいと交流の場を提供します。	保育課
1-27	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課
1-28	地域世代間交流事業	地域における世代間交流活動を実施し、児童と地域の高齢者との交流を図ります。	保育課
1-29	青少年教育推進事業	児童等を対象に自然体験や社会体験などの機会を提供し、心豊かなたくましい子どもを育成するための講座等を実施します。	市民会館 各公民館
1-30	総合型地域スポーツクラブ活性化事業	スポーツ、レクリエーション等の活動を通して、地域の子どもから高齢者まで共に活動できる市内5地区の総合型地域スポーツクラブの活性化を図り、地域住民の交流促進を目指します。 ・5地区の連携を目的とした連絡協議会の運営 ・スポーツイベントの実施(スポーツ教室、交流大会、ウォーキングフェスタ) ・クラブマネージャーの育成	体育振興課
1-1 【再掲】	★放課後児童クラブの環境改善	児童数の増加が見込まれる奈良輪小学校区に放課後児童クラブを開設します。平岡小学校の余裕教室を改修し放課後児童クラブを整備します。	子育て支援課
1-9 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営します。	子育て支援課

4 子育て支援ネットワークづくりと人材の活用

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-31	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育課
1-32	青少年育成袖ヶ浦市民会議・地区住民会議	青少年育成関係団体で組織する青少年育成袖ヶ浦市民会議とその下部組織の地区住民会議を支援し、学校・家庭・地域が連携して、地域ぐるみの青少年の健全育成を図る体制づくりを推進します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
1-33	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課
1-34	子育て支援ボランティア・NPOへの支援	地域で子育て支援を行っているボランティア・NPOへの支援、子育てイベントの共催を実施します。	子育て支援課 保育課
1-2 【再掲】	子育てポータルサイトの活用・その他子育て情報の充実	子育て支援ポータルサイトを活用し、子育て情報の閲覧を容易にするとともに、市内子育て関連団体の情報提供を行います。併せて「すくすく子育てぶっく・すくすく子育てまっぷ」の配布による紙媒体での情報提供を行います。	子育て支援課
1-3 【再掲】	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者(利用会員)と援助希望者(提供会員)が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリーサポートセンターの提供会員の増員等、支援体制の強化に取り組みます。	子育て支援課

5 子育てに係る経済的負担の軽減

No.	事業名	事業内容	担当課
1-35	中学生までの子どもの医療費助成	子どもの保健対策の充実及び保護者の経済的負担の軽減を図るため、中学生までの医療費、調剤費等の一部を助成します。	子育て支援課
1-36	幼児教育・保育の無償化【新規】	幼稚園や保育施設などに通う3歳以上の児童の保育料を無償とします。また、3歳未満で保育を必要とする住民税非課税世帯の児童の利用料についても無償とします。	保育課 学校教育課

基本目標Ⅱ 母性及び乳幼児等の健康づくりの推進

1 切れ目ない妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
2-1	★妊婦・乳児健康診査	安心して妊娠・出産できるよう妊婦一般健康診査受診券を母子手帳交付時に交付するとともに、ハイリスク妊婦等への支援を強化します。	健康推進課
2-2	妊産婦・新生児訪問指導	正常な妊娠・出産を迎えるための妊婦の保健指導を実施します。また、産婦及び新生児の健康や育児支援を行います。	健康推進課
2-3	幼児健康診査(1歳6か月児健康診査・3歳児健康診査・2歳児歯科健康診査)	幼児期の発達の節目の時期に健康診査を実施し、栄養・歯科指導を含めた育児等の保健指導を行います。未受診者に対する受診勧奨も積極的に行います。	健康推進課
2-4	母子保健に関する各種相談・教室	安全な妊娠・出産と健全な育児を促すことができるよう、妊娠期から乳幼児期の生活習慣(保健・歯科・栄養)について、相談や教室で指導を行います。また、発達段階に応じた事故防止方法について情報提供を行います。	健康推進課
2-5	予防接種事業	感染症を予防するため、接種勧奨を実施するとともに、安心して予防接種が受けられるように予防接種に関する情報提供や相談・指導を行います。	健康推進課
2-6	産後ケア事業【新規】	産後4か月までの母親と赤ちゃんを対象に、産後等における心身の不調や育児への不安の解消のため、乳房ケアや授乳指導、心身のケアなどの支援を実施します。	健康推進課
2-7	巡回歯科保健指導(乳幼児)【新規】	幼児を対象に、口腔衛生に関する正しい知識と理解を促すため、保育園・幼稚園等への巡回歯科保健指導を実施します。	健康推進課
1-12 【再掲】	★子育て世代包括支援事業	妊娠から出産、子育てまで、すべてのライフステージに関する相談を受け、必要な支援へとつなぎます。	健康推進課 子育て支援課

2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
2-8	性に関する正しい知識の啓発・指導	保健所等関係機関との連携を密にし、望まれぬ妊娠の減少、性感染症予防等、性に関する正しい知識の啓発・指導を行います。	学校教育課
2-9	未成年者の喫煙、飲酒、薬物乱用の防止対策等	地域・学校での普及啓発、健康教育、講習会を実施します。	学校教育課
2-10	巡回歯科保健指導(小中学生)【新規】	小学生・中学生を対象に、口腔衛生に関する正しい知識と理解を促すため、小学校・中学校への巡回歯科保健指導を実施します。	健康推進課

3 食育等の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
2-11	乳幼児の生活習慣の確立への支援強化	子どもたちが生涯に渡り、健全な心と身体を培い、豊かな人間性をはぐくんでいけるよう、食育基本法を受け、乳幼児期の生活習慣確立に向けた支援を強化します。	健康推進課 保育課 学校教育課
2-12	食生活改善推進事業	食生活改善推進員と連携し、保健センター・公民館等において栄養・食生活に関する相談や講習会を開催し、望ましい食生活の実践に向けて普及・啓発等を実施します。	健康推進課
2-13	学童・思春期の生活習慣病予防の支援	生活習慣病予防のための検査を小学校4年生・中学校2年生に実施し、必要に応じて健康相談を実施します。	健康推進課 学校教育課

4 子どもの健やかな成長を見守る地域づくり

No.	事業名	事業内容	担当課
1-31 【再掲】	地域子育て支援ネットワークの推進	子育てに係る庁内担当部課、相談機関、保育所、幼稚園、学校、放課後児童クラブ、児童館等の実施機関、子育てボランティア・NPO等との連携強化、相談体制の充実を図ります。	子育て支援課 保育課

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに育つ教育環境の整備

1 未来の親の育成

No.	事業名	事業内容	担当課
3-1	家庭教育総合推進事業	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育支援に関する総合的な取組みについて検討し、各公民館実施の家庭教育学級により、家庭教育力の向上を図ります。家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課

2 子どもの生きる力を育てる学校の教育環境等の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
3-3	外国語教育推進事業	外国語指導助手の派遣により、外国語(英語)によるコミュニケーションの機会を児童生徒に確保します。 ALTコーディネーター派遣による適切な授業支援を行います。	総合教育センター
3-4	情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター
3-5	小中学校基礎学力向上支援教員配置事業	子ども一人ひとりの個性に応じたきめ細かな指導を行う中で基礎学力の向上を図るため、市内各小中学校12校へ教員免許状を持つ市臨時職員を配置し、個人差の大きい基礎的な計算の技能など個々に対応した支援を行います。	学校教育課
3-6	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
3-7	スクールカウンセラー活用事業	教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課
3-8	学校音楽鑑賞教室の開催	市内小・中学校で演奏会を開催することにより、優れた音楽鑑賞の機会を提供し、音楽に対する豊かな感性を育み、音楽活動参加への機運を醸成します。	生涯学習課
3-9	読書教育推進事業、学校図書館支援センター運営事業	学校司書を市内各校に配置します。また、学校図書館においては、読書支援センター・学習情報センターとしての機能の向上を図るとともに、調べ学習への取り組みなど読書教育の充実に努めます。	学校教育課 総合教育センター
3-10	学校評議員制度推進	地域に開かれた学校推進のため、学校評議員制度を市内全校で実施します。	学校教育課
3-11	小中学校体験活動推進事業	自然の中での困難体験や生活体験を通して、感動する心や協調性、思いやり、自主性・忍耐力を培い、心豊かでたくましい児童生徒を育成します。	学校教育課

3 家庭や地域の教育力の向上

No.	事業名	事業内容	担当課
3-12	すきすき絵本タイム事業	公民館図書室ですきすき絵本タイムを開催し、赤ちゃんと保護者が絵本を介して親子の絆を深めるとともに、子どもの心の健やかな発達を支援します。	中央図書館
3-13	ブックスタート事業	保健センターでの4か月児教室または中央図書館にてブックスタートパックの配布を行い、赤ちゃんや保護者が絵本を介して親子の絆を深めるとともに、子どもの心の健やかな発達を支援します。	中央図書館
3-14	ねがたオープンキャンパス(ねこまる)	地域の若者たちが仲間作りをするとともに、公民館登録サークルや地域の方々の協力を得て、根形小学校の児童を対象とした夏休みの学習相談、体験活動を行うなど、多世代交流を図ります。	根形公民館
1-33 【再掲】	子どもを育む学校・家庭・地域連携事業	学校、家庭、地域住民等がそれぞれの役割と責任を自覚し、地域全体で教育に取り組む体制をつくり、地域の教育力の向上を図ります。	学校教育課
3-1 【再掲】	家庭教育総合推進事業	発達段階に応じた子育てに関する学習機会を提供するため、家庭教育支援に関する総合的な取組みについて検討し、各公民館実施の家庭教育学級により、家庭教育力の向上を図ります。家庭教育及び子育てに関する施策の充実と情報の共有を図るため、関係課が連携した家庭教育推進協議会を開催します。	生涯学習課 市民会館 各公民館
3-2 【再掲】	福祉教育	子どもたちに、思いやりの心と、共に生きる「福祉の心」を育むため、福祉体験学習等の福祉教育を実施します。	学校教育課

4 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
3-4 【再掲】	情報教育推進事業、ウグイスネット管理事業	児童生徒の学習の基盤となる情報活用能力の育成を図るため、コンピュータや情報通信ネットワークなど学校のICT環境整備を行い、教科横断的に学習活動の充実に取り組みます。また、情報モラルに関する指導を実施します。	学校教育課 総合教育センター

基本目標Ⅳ 子育てを支援する生活環境の整備

1 安全な道路交通環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
4-1	安全な道路交通環境の整備	通学路において、交差点改良及び道路改良工事を実施し、安全、安心な歩行空間を整備します。	土木建設課
4-2	園児等の移動経路における交通安全対策【新規】	未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について、事故防止対策を実施します。	土木建設課 保育課 子育て支援課 土木管理課

2 生活・居住環境の整備

No.	事業名	事業内容	担当課
4-3	都市公園の整備	都市公園のバリアフリー化を推進するとともに、樹木の間引きや剪定など適切な維持管理の実施により、良好な環境整備に努め、犯罪の防止を図ります。	都市整備課
1-27 【再掲】	子どもの遊び場の適正管理等	市内の子どもの遊び場の適正な維持管理に努め、子どもの遊びの場の確保を行います。	子育て支援課

基本目標Ⅴ 仕事と家庭の両立の推進

1 仕事と生活の調和を実現するための働き方の見直し等

No.	事業名	事業内容	担当課
5-1	ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた啓発活動	一人ひとりが望むワーク・ライフ・バランスが保てるよう、働き方の見直しや育児休業等の取得率向上に向けて、ワーク・ライフ・バランスの普及促進に向けた情報提供や啓発活動を行います。企業や雇用主に対し、ワーク・ライフ・バランスを普及促進するため、法律や制度、優良事例などに関する情報提供を行います。	市民活動支援課 商工観光課
5-2	袖ヶ浦市役所の特定事業主行動計画策定と運用	特定事業主行動計画に基づき、仕事と家庭を両立する職場環境の整備を推進します。	総務課
5-3	男性の子育て・介護の参画促進【新規】	男女がともに育児や介護をしながら働き続けることができるよう、男性の家庭生活への参画を促進するため、講座等を開催して意識啓発を図ります。	市民活動支援課

2 仕事と子育ての両立のためのサービス基盤の整備

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
1-3 【再掲】	★ファミリー・サポート・センター事業	育児援助の希望者(利用会員)と援助希望者(提供会員)が会員となり、地域における育児の相互援助活動を推進するため、ファミリーサポートセンターの提供会員の増員等、支援体制の強化に取り組みます。	子育て支援課
1-4 【再掲】	★病後児保育	病気やけがなどの回復期にあり集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病後児保育を実施します。	保育課
1-5 【再掲】	★病児保育	病気やけがなどにより集団保育が困難な児童であり、様々な事情で保護者が保育することが困難な場合に、専用スペースで一時的に保育する病児保育を実施します。	保育課
1-9 【再掲】	★放課後児童健全育成事業	市内全小学校区で放課後児童クラブを運営します。	子育て支援課
1-10 【再掲】	★幼稚園における預かり保育	保育を必要とする保護者のニーズに対応するため、通常の教育時間の前・後等に預かり保育を実施します。	学校教育課
1-14 【再掲】	★待機児童解消のための保育所等の整備	待機児童を解消するため、事業者による施設整備を推進します。	子育て支援課
1-15 【再掲】	★待機児童解消のための地域型保育事業の推進	待機児童を解消するため、事業者による地域型保育事業を推進します。	子育て支援課
1-16 【再掲】	★通常保育	就労等の理由により、保護者自らが保育することが困難な場合に、保護者に代わって保育します。	保育課
1-17 【再掲】	★延長保育	保護者の多様な就労形態に応えるため、通常の開所時間を超えて保育します。	保育課
1-19 【再掲】	★市立保育所、市立幼稚園のあり方検討	保護者のニーズや施設の維持管理を踏まえながら、将来を見据えた効率的な施設の運営方法や再編統合について検討し、その検討結果を踏まえ推進します。	子育て支援課 保育課 学校教育課
1-20 【再掲】	★私立保育園施設の支援	一時預かり、延長保育、休日保育、病児保育など特別な保育サービスを提供する私立保育施設を支援します。	保育課

基本目標Ⅵ 子どもの安全の確保

1 子どもの交通安全を確保するための活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
6-1	交通安全教育指導事業	幼児、小中学生に正しい交通ルールとマナーが身につくよう交通安全教室を実施します。	市民活動支援課
6-2	交通安全啓発事業	交通安全連絡協議会・交通安全母の会を中心に交通安全啓発活動を実施します。	市民活動支援課
4-2 【再掲】	園児等の移動経路における交通安全対策 【新規】	未就学児が日常的に集団で移動する経路等の交通安全の確保について、事故防止対策を実施します。	土木建設課 保育課 子育て支援課 土木管理課

2 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
6-3	自主防災活動	保育所(園)、幼稚園、小中学校等において、各種防災マニュアルを策定し、避難訓練等を定期的実施します。	保育課 学校教育課
6-4	不審者情報の提供	市民生活安全メール、学校連絡メール、FAX、電話等で不審者情報を市内子育て関係機関等に提供・共有します。	保育課 学校教育課
6-5	交通・防犯ボランティア等への支援と各種パトロールの実施	交通・防犯ボランティア等へ、警察等の協力を得ながら講習会等を開催し、知識の習得による人材の育成と組織活動を支援し、交通安全パトロールなどの各種パトロールを実施します。	市民活動支援課
6-6	各種パトロール(学校関連)	地域安全パトロール、学校安全パトロールを実施します。	学校教育課 総合教育センター
6-7	各種防犯講習・啓発	不審者対応訓練及びスクールサポーターによる防犯教室等を実施します。警察と連携して、小中学校等で防犯講習会を実施します。安全マップを活用します。	総合教育センター 市民活動支援課
6-8	子ども110番連絡所	子どもの緊急避難場所の確保のため、市内公共施設、商店、住宅等に「子ども110番連絡所」の設置拡大を図ります。	学校教育課
6-9	小中学生への携帯型防犯ブザーの購入補助	小中学生のいる家庭の携帯型防犯ブザー購入に対して補助を行います。	学校教育課

3 被害にあった子どもの支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
6-10	被害にあった子どもに対する相談体制の強化	犯罪、いじめ、児童虐待等の被害にあった子どもの心のケア、保護者のカウンセリング等につき、関係機関と連携し立ち直りを支援します。	子育て支援課 保育課 学校教育課
3-6 【再掲】	心の相談事業	生徒の身近な相談相手として、心の相談員を中学校に配置します。	学校教育課
3-7 【再掲】	スクールカウンセラー活用事業	教育相談活動を充実させるため、スクールカウンセラーを配置します。	学校教育課

基本目標Ⅶ 配慮を必要とする子ども・子育て家庭への支援体制の整備

1 児童虐待防止対策の充実

No.	事業名	事業内容	担当課
7-1	要保護児童対策地域協議会の充実	児童虐待対応のために法定協議会を設置し、代表者会議、実務者会議、個別支援会議を定期的開催します。保育所等子育て関係機関との連携を図ります。	子育て支援課
7-2	児童虐待に対する相談の充実	社会福祉士等の相談員が相談に応じ、適宜訪問相談等を実施します。	子育て支援課
7-3	児童相談所との連携による児童虐待予防体制の強化	要保護児童対策地域協議会の実務者会議による要保護児童の早期発見、早期対応に努めます。	子育て支援課
7-4	民生委員・児童委員、主任児童委員の活用による児童虐待防止	地域情報の共有を図るため、定期的に会議を開催し、保育所等子育て関係機関との連携を図ります。	子育て支援課

2 ひとり親家庭等の自立支援の推進

No.	事業名	事業内容	担当課
7-5	母子・父子自立支援員による母子家庭等の親に対する自立就業相談	母子家庭の母等の自立就業相談等を実施します。	子育て支援課
7-6	ひとり親家庭等医療費等の助成	ひとり親家庭等が保険適用医療を受けた際の自己負担額の一部を助成します。	子育て支援課
7-7	母子・父子・寡婦福祉資金・母子及び寡婦生活援護資金の貸付	福祉資金・生活援護資金の貸付を行います。	子育て支援課
7-8	母子生活支援施設への入所	配偶者のない女子及び児童の監護が十分ではない場合、母子生活支援施設等への入所を図ります。	子育て支援課

3 障がい児施策の充実

★は子ども・子育て支援事業計画

No.	事業名	事業内容	担当課
7-9	療育支援	療育に関する相談支援や療育(心理、言語、運動)に関する支援及び施設(保育所、幼稚園等)への訪問指導支援を実施します。	障がい者支援課
7-10	放課後児童健全育成事業での障がい児受入れ	障害児を受け入れた放課後児童クラブに補助金を加算します。	子育て支援課
7-11	通級による指導	軽度の言語障害及びLDなどがある児童に、通級指導教室での指導を実施します。	学校教育課
7-12	特別支援教員活用事業	通常学級に在籍するLD、ADHD、高機能自閉症など、特別に支援を必要な児童生徒を支援するため、全小中学校に特別支援教員を配置します。	学校教育課
7-13	重度心身障がい者(児)医療費等の支給	重度心身障がい者(児)が保険適用医療を受けた際の自己負担額を支給します。	障がい者支援課
7-14	障がい児在宅福祉サービスの提供	障がいのある子どもが住み慣れた地域で生活できるよう、(児童)居宅介護、(児童)デイサービス、(児童)短期入所を実施します。	障がい者支援課
7-15	心身障がい児の更生施設、療護施設への入所	家庭での養育困難な心身障がい児について、児童相談所と連携して入所を支援します。	障がい者支援課
7-16	特別支援教育総合推進事業専門家チーム会議	特別な支援を必要とする幼児・児童・生徒に対する望ましい教育的支援を検討し、助言等を実施します。	学校教育課
7-17	巡回相談員の派遣	幼・保・小・中学校等を巡回し、特別に支援の必要な幼児、児童、生徒への指導内容、方法に関する助言を実施します。	学校教育課
1-18 【再掲】	★障がい児保育	児童の健全な発達を支援するため、障がいを持っているものの、集団で保育することが可能な児童について保育します。	保育課

4 経済的に困難な子どもの支援

No.	事業名	事業内容	担当課
7-18	要保護・準要保護児童生徒に援助費の支給	経済的理由で就学困難な児童生徒に学用品費等を支給します。	学校教育課
7-19	子ども食堂・学習支援等運営支援事業(住民主体型サービス)【新規】	貧困家庭を中心とした児童・生徒への支援として、子ども食堂や学習支援事業などを継続的に開催・運営する地域住民主体で構成された団体等を支援します。	地域福祉課

「量の見込み」の算出について

※令和元年8月16日庁内会議時点における推計であり、
今後の精査により数値が変更となる可能性があります。

資料3

1. 「量の見込み」算出の趣旨

子ども・子育て支援法において、市町村は国が示す基本指針に即して、5年を一期とする子ども・子育て支援事業計画を作成することとされており、この計画には、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」及び提供体制の「確保の内容」「実施時期」について定めることになっています。

「量の見込み」算出に当たっては、国の「量の見込み算出のための手引き」（以下「手引き」という。）で算出方法が示されており、基本的に手引きに準じて算出していくこととなっています。

このため、子育て家庭の教育・保育事業や子育て支援事業に対する潜在的なニーズを探るため、アンケート調査の結果を活用し、「ニーズ量」を算出します。

しかし、国が示す方法は、アンケート調査結果から全国一律に推計値を算出するものであることから、市の実情と乖離することもあるため、手引きで算出された「ニーズ量」を参考にしながら、市の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の現在の利用状況を踏まえて「量の見込み」を決定していく必要があります。

【ワークシートによる推計の留意点】

国のワークシートを用いた推計値は、「利用意向率（ニーズ調査結果を基に算出）」に大きく左右されるため、以下のような留意点があります。

- ・認知度が低い事業については、内容がイメージできないため、「利用したい」と回答しない場合がある（利用意向率が実際よりも低く算出される可能性あり）。
- ・「利用したい」と回答しても、実際の就労状況や子育て環境等により、実際には「利用しない」場合がある（利用意向率が実際よりも高く算出される可能性あり）。
- ・利用意向率を算出する際の調査対象数が少ない場合、正しい利用意向率の算出が困難となる。

■ 量の見込み算出項目

	算出項目	対象事業	対象児童年齢
教育・保育事業	アンケート調査結果から全国共通に「量の見込み」を算出する項目	教育標準時間認定（認定こども園及び幼稚園） ＜専業主婦（夫）家庭、就労時間短家庭＞	⇒ 1号：3～5歳
		保育認定①（認定こども園及び幼稚園） ＜共働きだが幼稚園希望家庭＞	⇒ 2号：3～5歳
		保育認定②（認定こども園及び保育所） ＜共働き家庭等＞	⇒ 2号：3～5歳
		保育認定③（保育園及び認定こども園＋地域型保育） ＜共働き家庭等＞	⇒ 3号：0歳、1・2歳
地域子ども・子育て支援事業	アンケート調査結果から全国共通に「量の見込み」を算出する項目	時間外保育事業（延長保育事業）	0～5歳
		放課後児童健全育成事業	1～3年生、4～6年生
		子育て短期支援事業（ショートステイ）	0～18歳
		地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放）	0～2歳
		一時預かり事業 ・一時預かり（幼稚園型） ・上記以外の一時預かり（一時預かり等）	3～5歳 0～5歳
		病児・病後児保育事業	0～5歳、1～6年生
		子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳、1～3年生、4～6年生
		利用者支援事業 ※手引きによる推計値は算出されない。	0～5歳、1～6年生
	アンケート調査によらず「量の見込み」を算出	妊婦に対する健康診査	
		乳幼児家庭全戸訪問事業	
		養育支援訪問事業	
	「量の見込み」の算出の必要なし	実費徴収に係る補足給付事業	
		多様な主体の参入促進事業	

2. 「量の見込み」算出の流れ（全国共通に量の見込みを算出する項目の場合）

流れ	項目	内容	備考
1. アンケート調査の実施	実施済み	国の調査様式を参考に実施	国の手引き
2. ニーズ量の算出	①人口推計	児童数を推計	袖ヶ浦市総合計画の将来の目標人口
	②家庭類型の分類、家庭類型別児童数の算出	アンケート調査結果から家庭類型を分類し、家庭類型別に児童数を算出	国の手引き
	③利用意向率の算出	各事業の利用意向率を算出	国の手引き
	④ニーズ量算出	上記①と③を掛け合わせ、ニーズ量を算出	国の手引き
3. 「量の見込み」の検討	「量の見込み」検討	<ul style="list-style-type: none"> 現状を踏まえ、ニーズ量を補正 ニーズ量を参考にしながら、「量の見込み」を検討 	ニーズ量を参考にしながら市で検討

3. 人口推計

児童人口の推計に当たっては、本市における関連計画との整合を図るため、袖ヶ浦市総合計画の基本構想に示す将来の目標人口による人口推計結果を基に算出しました。

（単位：人）

	実績					推計				
	平成 27 年	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
0 歳	462	511	510	538	542	581	576	568	562	553
1～2 歳	1,096	1,046	1,059	1,154	1,169	1,120	1,135	1,159	1,138	1,113
3～5 歳	1,600	1,663	1,658	1,715	1,766	1,749	1,772	1,709	1,713	1,702
6～8 歳	1,741	1,698	1,725	1,677	1,744	1,744	1,761	1,748	1,786	1,854
9～11 歳	1,662	1,713	1,696	1,778	1,724	1,769	1,672	1,766	1,761	1,797
12～14 歳	1,847	1,794	1,757	1,686	1,715	1,747	1,800	1,771	1,764	1,710
15～17 歳	1,835	1,855	1,845	1,857	1,789	1,763	1,733	1,757	1,756	1,795
合計	10,243	10,280	10,250	10,405	10,449	10,473	10,449	10,478	10,480	10,524

4. 家庭類型の分類、家庭類型別児童数の算出（全国共通に量の見込みを算出する項目の場合）

家庭類型の種類の種類は、タイプAからタイプFの8種類となっています。

アンケート調査結果を活用し、まず、対象となる子どもの父母の有無、就労状況から「現在家庭類型」に分類します。

また、「現在家庭類型」を基に、就労に係る意向から「潜在家庭類型」を分類し、それぞれの割合を求め、家庭類型別に児童数を算出します。

■ 家庭類型の分類

タイプ	父母の有無と就労状況	認定
タイプA	ひとり親家庭	保育認定
タイプB	フルタイム×フルタイム	保育認定
タイプC	フルタイム×パートタイム（長時間） （就労時間：月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）	保育認定
タイプC'	フルタイム×パートタイム（短時間） （就労時間：月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）	教育標準時間
タイプD	専業主婦（夫）	教育標準時間
タイプE	パートタイム×パートタイム（双方長時間） （就労時間：双方が月 120 時間以上+下限時間～120 時間の一部）	保育認定
タイプE'	パートタイム×パートタイム（どちらか短時間） （就労時間：いずれかが月下限時間未満+下限時間～120 時間の一部）	教育標準時間
タイプF	無業×無業	教育標準時間

（注）各自治体における保育の必要性の下限時間（48 時間～64 時間の間で市町村が定める時間：袖ヶ浦市では 64 時間）を「下限時間」と記載

■ クロス集計によるタイプBからタイプFの設定

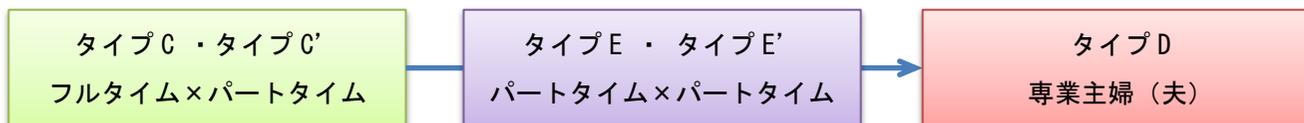
		母親		父親			5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない
		1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中	3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	120時間未満 下限時間以上	下限時間未満	
1. フルタイム就労 2. 育休・介護休業中		タイプB	タイプC	タイプC'	タイプD		
3. パートタイム就労 4. 育休・介護休業中	120時間以上	タイプC	タイプE	タイプE'		タイプD	
	120時間未満 下限時間以上	タイプC'		タイプE'		タイプD	
	下限時間未満	タイプC'		タイプE'		タイプD	
5. 現在は就労していない 6. 就労したことがない		タイプD		タイプD		タイプF	

■ 「現在家庭類型」から「潜在家庭類型」への移動例

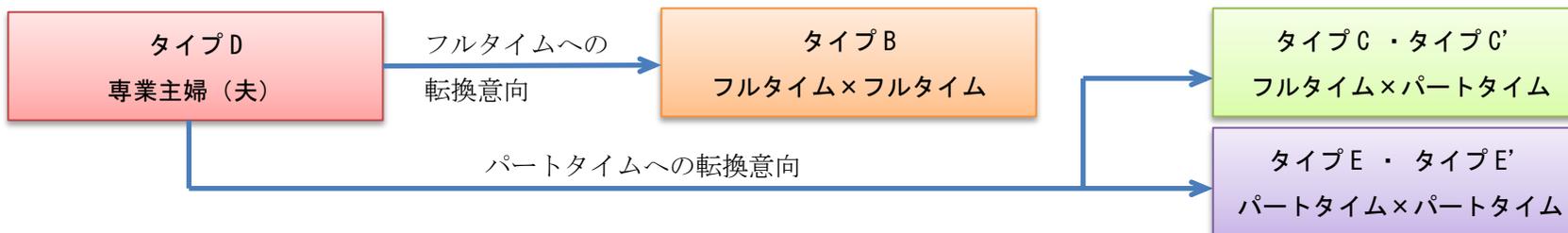
① パートタイムからフルタイムへの転換意向（転換希望があり、実現できる見込みがある）



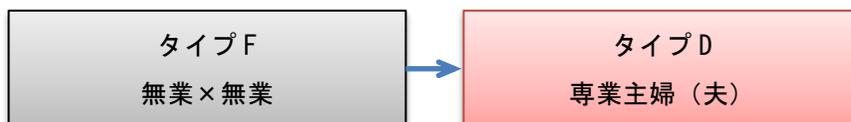
② パートタイムから専業主婦（夫）への転換意向



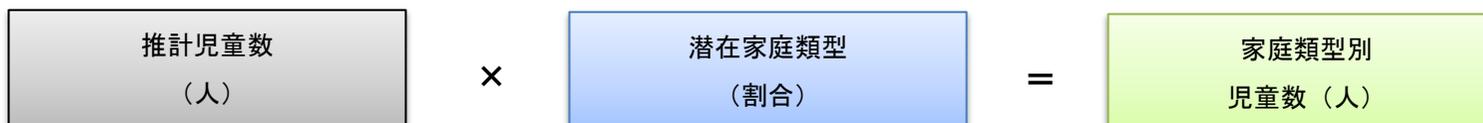
③ 専業主婦（夫）から就労への転換意向



④ 無業から就労への転換意向



■ 家庭類型別児童数の算出方法

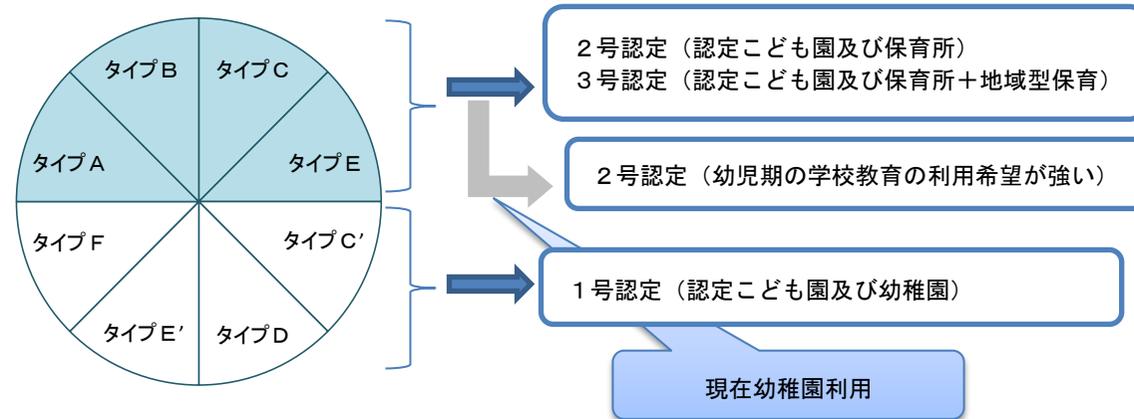


5. 利用意向率の算出

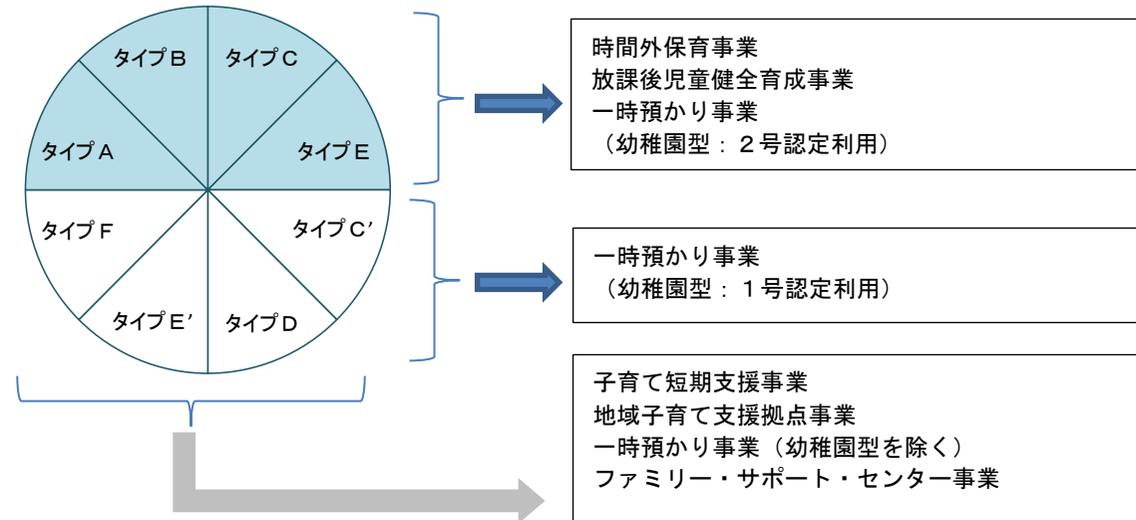
教育・保育事業（幼稚園や保育所など）、地域子ども・子育て支援事業の利用意向を聞いた調査結果から、年齢別一潜在家庭類型別の事業利用意向率を算出します。

■ 各事業の量の見込み算出対象となる家庭類型

① 教育・保育の 量の見込みの対象家庭類型



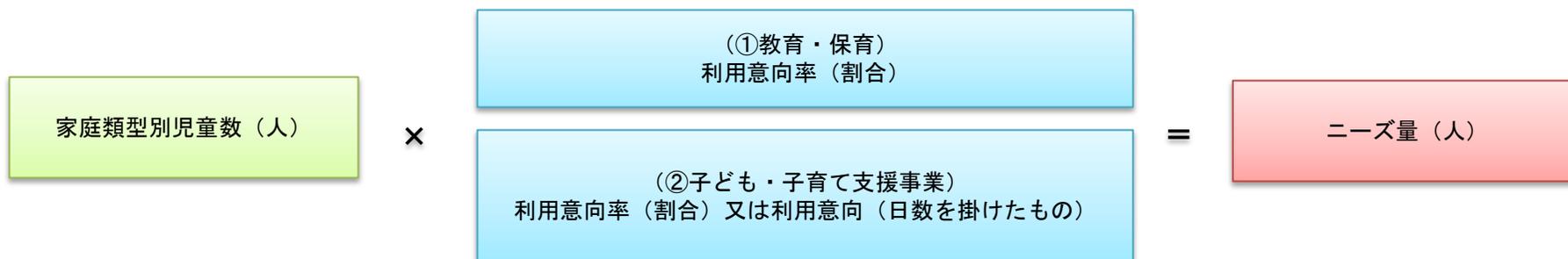
② 地域子ども・子育て支援事業の 量の見込みの対象家庭類型



6. ニーズ量の算出

上記4で算出した「家庭類型別児童数」と上記5で算出した「利用意向率」を掛け合わせニーズ量を算出します。

■ ニーズ量の算出方法



■ ニーズ量算出までの流れ

※令和2年度の3～5歳の2号認定（認定こども園及び保育所）のニーズ量の算出例（例示のための仮の数字です。）

〈推計児童数〉 (人)	×	〈潜在家庭類型〉 (割合)	⇒	〈家庭類型別児童数〉 (人)	×	〈利用意向率〉 (割合)	⇒	〈ニーズ量〉 (人)
令和2年度 (3～5歳)		タイプA 0.09 タイプB 0.32 タイプC 0.21 タイプC' 0.22 タイプD 0.17 タイプE 0.00 タイプE' 0.00 タイプF 0.00		タイプA 157 タイプB 560 タイプC 367 タイプC' 385 タイプD 297 タイプE 0 タイプE' 0 タイプF 0		タイプA 0.719 タイプB 0.903 タイプC 0.670 タイプC' タイプD タイプE 0.000 タイプE' タイプF		タイプA 113 タイプB 501 タイプC 246 タイプC' タイプD タイプE 0 タイプE' タイプF
1,749								

7. 「量の見込み」の検討

「量の見込み」の検討に当たっては、現状を踏まえ、必要に応じて「手引きに基づくニーズ量」を補正します。その後、「量の見込み（補正後）」に基づき、確保方策を検討していきます。

(1) 教育・保育

① 0歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位：人)

市全体			実利用者数／確保方策(計画値)					ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(第1期)／手引きに基づくニーズ量			45	53	56	53	53	324	321	317	313	308
実利用者数 ／量の見込み(第2期)	特定教育・保育施設	市内	41	45	40	62	61	↓補正後				
		(市外)	1	1	4	0	0					
	特定地域型保育事業	市内	0	0	3	2	1					
		(市外)	0	0	0	1	0					
	合計(A)		42	46	47	65	62					
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	/	/	/	/	/	25	25	25	25	25
		認可保育所	/	/	/	/	/	98	110	120	120	120
		小計	37	74	77	114	114	123	135	145	145	145
	特定地域型保育事業	(市外)	2	2	2	2	2	4	4	4	4	4
		市内	10	6	6	11	11	22	22	27	27	27
	その他の事業	(市外)	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1
		合計(B)	49	82	85	127	127	150	162	177	177	177
差(B-A)			7	36	38	62	65	▲ 29	▲ 15	2	4	7

■ 量の見込みの考え方

- ・0歳の育休取得者の保育ニーズは、育休明けの1歳になってから発生する可能性が高いため、母親で「子どもが1歳になるまで育児休業を取得したい」という回答者を控除して算出した値を「量の見込み」とする。

■ 確保方策の考え方

- ・私立認可保育所及び小規模保育事業等の整備により定員を確保する。
- ・既存施設の定員拡大や、保育士確保による公立保育所の受け入れ可能人数の増を目指す。

② 1・2歳【3号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位：人)

市全体			実利用者数／確保方策(計画値)					ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(第1期)／手引きに基づくニーズ量			567	412	409	399	388	568	576	588	577	564
実利用者数 ／量の見込み(第2期)	特定教育・保育施設	市内	317	311	323	404	378	↓補正なし				
		(市外)	8	9	10	9	16					
	特定地域型保育事業	市内	3	14	18	29	38					
		(市外)	0	1	2	2	4					
	合計(A)		328	335	353	444	436					
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	/	/	/	/	/	50	50	50	50	50
		認可保育所	/	/	/	/	/	330	372	420	420	420
		小計	309	280	287	382	382	380	422	470	470	470
		(市外)	11	11	11	11	11	16	16	16	16	16
	特定地域型保育事業	市内	24	18	18	32	32	60	60	74	74	74
		(市外)	0	0	0	0	0	4	4	4	4	4
	その他の事業		/	/	/	/	/	0	0	0	0	0
合計(B)		344	309	316	425	425	460	502	564	564	564	
差(B-A)			16	▲ 26	▲ 37	▲ 19	▲ 11	▲ 108	▲ 74	▲ 24	▲ 13	0

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づくニーズ量を「量の見込み」とする。

■ 確保方策の考え方

- ・私立認可保育所及び小規模保育事業等の整備により定員を確保する。
- ・既存施設の定員拡大や、保育士確保による公立保育所の受け入れ可能人数の増を目指す。

③ 3～5歳【2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）】

(単位：人)

市全体			実利用者数／確保方策(計画値)					ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(第1期)／手引きに基づくニーズ量			597	754	760	783	806	831	842	812	814	809
実利用者数 ／量の見込み(第2期)	特定教育・保育施設	市内	594	637	664	738	814	↓補正後				
		(市外)	16	24	19	20	22					
合計(A)			610	661	683	758	836	914	926	893	895	890
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	/	/	/	/	/	75	75	75	75	75
		認可保育所	/	/	/	/	/	752	818	890	890	890
		小計	616	608	628	796	796	827	893	965	965	965
		(市外)	25	25	25	25	25	24	24	24	24	24
	その他の事業		/	/	/	/	/	0	0	0	0	0
合計(B)			641	633	653	821	821	851	917	989	989	989
差(B-A)			31	▲ 28	▲ 30	63	▲ 15	▲ 63	▲ 9	96	94	99

■ 量の見込みの考え方

・ 2号認定（保育の必要性の認定を受けた就学前子ども）の手引きに基づくニーズ量については、H31の実利用者数を下回っているが、利用実績の推移及び教育・保育無償化の影響を鑑み、補正した数値を「量の見込み」とする。

■ 確保方策の考え方

- ・ 私立認可保育所等の整備により定員を確保する。
- ・ 既存施設の定員拡大や、保育士確保による公立保育所の受け入れ可能人数の増を目指す。
- ・ 小規模保育事業の受け皿や、保育無償化に伴う今後のニーズの増加に備えて3～5歳の定員を確保する。

④ 3～5歳【1号認定（学校教育を希望し認定を受けた就学前子ども）】・【2号認定（学校教育の利用希望が強い保育の必要性を受けた就学前子ども）】

（単位：人）

市全体				実利用者数／確保方策（計画値）					ニーズ量・量の見込み／確保方策（案）				
				H27	H28	H29	H30	H31	R2	R3	R4	R5	R6
量の見込み(第1期)／ 手引きに基づくニーズ量	1号認定			580	604	614	627	607	649	658	635	636	632
	2号認定(学校教育の利用希望が強い)			158	162	165	169	163	136	137	132	133	132
	合計			738	766	779	796	770	785	795	767	769	764
実利用者数 ／量の見込み(第2期)	1号認定・ 2号認定 (教育)	特定教育・ 保育施設	市内	/	239	228	244	202	↓補正後				
			(市外)	/	2	0	0	0					
		確認を受け ない幼稚園	市内	/	385	400	392	410					
			(市外)	/	197	197	205	181					
	1号認定			/	/	/	/	/	655	665	641	642	638
	2号認定(学校教育の利用希望が強い)			/	/	/	/	/	138	138	134	135	134
	合計(A)			/	823	825	841	793	793	803	775	777	772
確保方策	特定教育・保育施設	認定こども園	/	/	/	/	/	90	90	90	90	90	
		幼稚園	/	/	/	/	/	210	210	210	210	210	
		小計	420	420	420	510	300	300	300	300	300	300	
		(市外)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	確認を受けない幼稚園	市内	497	497	497	497	497	540	540	540	540	540	
		(市外)	43	43	43	43	43	205	205	205	205	205	
	その他の事業			/	/	/	/	/	/	/	/	/	/
合計(B)			960	960	960	1,050	840	1,045	1,045	1,045	1,045	1,045	
差(B-A)			/	137	135	209	47	252	242	270	268	273	

■ 量の見込み補正案

・1号認定及び2号認定（学校教育の利用希望が強い）の手引きに基づくニーズ量については、H31の実利用者数を下回っているが、利用実績の推移及び教育・保育無償化の影響を鑑み、補正した数値を「量の見込み」とする。

■ 確保方策の考え方

・保育所（園）の利用率が高く定員数を上回っている一方、幼稚園の利用者が定員を下回っていることから、幼稚園の認定こども園への移行などを推進する。
・小規模保育事業を利用する児童の卒園後の受け皿として、時間外保育や土曜保育の推進について検討する。

(2) 地域子ども・子育て支援事業

①時間外保育事業（延長保育事業）

	単位	利用実績／確保方策(計画値)				ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
		H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
手引きに基づくニーズ量	人					911	920	907	901	889
実利用者数／量の見込み(第2期案)(A)	人	390	541	647	808	911	920	907	901	889
確保方策(B)	人	622	622	622	734	920	920	920	920	920
差(B-A)	人	232	81	▲ 25	▲ 74	9	0	13	19	21
実施箇所数	箇所	9	10	10	12	15	17	18	18	18

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づくニーズ量を「量の見込み」とする。

■ 確保方策の考え方

- ・時間外保育事業については、現在、家庭的保育（みらいっ子一む）を除くすべての保育所（園）、認定こども園、小規模保育で実施している。
- ・令和2年度から令和4年度にかけて施設の整備・開設を見込んでいることから、提供保育施設は増加する。
- ・今後はニーズに適切に対応しつつ、年度ごとの利用状況を見ながら事業を実施する。

②放課後児童健全育成事業

市全体		単位	利用実績／確保方策(計画値)				ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
手引きに基づくニーズ量※	1年生	人					225	228	225	231	239
	2年生	人					225	228	225	231	239
	3年生	人					225	228	225	231	239
	4年生	人					174	164	174	172	176
	5年生	人					103	96	103	103	103
	6年生	人					67	63	67	66	68
	合計	人					1,019	1,007	1,019	1,034	1,064
実利用者数／ 量の見込み(第2期案)	1年生	人					168	170	178	184	193
	2年生	人					168	170	178	184	193
	3年生	人					168	170	178	184	193
	低学年計	人	394	416	384	443	504	510	534	552	579
	4年生	人					101	102	107	110	116
	5年生	人					60	59	62	63	64
	6年生	人					40	41	42	43	44
	高学年計	人	123	156	200	177	201	202	211	216	224
	合計(A)	人	517	572	584	620	705	712	745	768	803
確保方策(B)	人	550	560	695	710	800	920	920	920	920	
差(B-A)	人	33	▲ 12	111	90	95	208	175	152	117	
実施箇所数	箇所	13	14	14	14	15	17	17	17	17	

(注) 実利用者数：各年度の月末登録児童数(月額利用数+日額人数※)の平均

※日額人数：日額利用数÷月別の開設日数

※ 小学校区別の量の見込みの合計

■ 量の見込みの考え方

・手引きに基づくニーズ量から、利用実績の推移を勘案して補正し、奈良輪小学校区の利用増分(20人/年)を加えた数を「量の見込み」とする。

■ 確保方策の考え方

・海側土地区画整理事業により児童数の増加が見込まれる奈良輪小学校区に、令和3年開設予定の放課後児童クラブを整備する。
 ・今後の施設整備については、新・放課後子ども総合プランの推進を踏まえた総合的な観点から検討する。

■小学校区別実利用者数と量の見込み・確保方策（案）

		単位	H27	H28	H29	H30					単位	H27	H28	H29	H30										
昭和小学校	実利用者数	低学年計	人	85	91	95	98			実利用者数	低学年計	人	40	42	48	48									
		高学年計	人	36	51	48	45				高学年計	人	12	13	12	11									
		合計	人	121	142	143	143				合計	人	52	55	60	59									
			単位	R2	R3	R4	R5	R6			単位	R2	R3	R4	R5	R6									
	量の見込み (第2期案)	1年生	人	33	32	33	33	34	奈良輪小学校	量の見込み (第2期案)	1年生	人	27	31	37	42	47	確保方策(B)	人	80	200	200	200	200	
		2年生	人	33	32	33	33	34			2年生	人	27	31	37	42	47		差(B-A)	人	▲32	71	48	28	8
		3年生	人	33	32	33	33	34			3年生	人	27	31	37	42	47		実施箇所数	箇所	2	4	4	4	4
		低学年計	人	99	96	99	99	102			低学年計	人	81	93	111	126	141								
		4年生	人	20	19	20	20	20			4年生	人	16	19	22	25	28								
		5年生	人	12	11	12	12	12			5年生	人	9	10	11	12	13								
		6年生	人	8	8	8	8	8			6年生	人	6	7	8	9	10								
		高学年計	人	40	38	40	40	40			高学年計	人	31	36	41	46	51								
	合計(A)	人	139	134	139	139	142	合計(A)	人	112	129	152	172	192											
確保方策(B)		人	155	155	155	155	155																		
差(B-A)		人	16	21	16	16	13																		
実施箇所数		箇所	3	3	3	3	3																		

		単位	H27	H28	H29	H30					単位	H27	H28	H29	H30										
蔵波小学校	実利用者数	低学年計	人	119	117	103	135			実利用者数	低学年計	人	69	76	52	60									
		高学年計	人	31	34	58	51				高学年計	人	24	27	43	31									
		合計	人	150	151	161	186				合計	人	93	103	95	91									
			単位	R2	R3	R4	R5	R6			単位	R2	R3	R4	R5	R6									
	量の見込み (第2期案)	1年生	人	50	49	50	50	52	長浦小学校	量の見込み (第2期案)	1年生	人	25	25	25	26	26	確保方策(B)	人	120	120	120	120	120	
		2年生	人	50	49	50	50	52			2年生	人	25	25	25	26	26		差(B-A)	人	15	15	15	12	11
		3年生	人	50	49	50	50	52			3年生	人	25	25	25	26	26		実施箇所数	箇所	2	2	2	2	2
		低学年計	人	150	147	150	150	156			低学年計	人	75	75	75	78	78								
		4年生	人	30	29	30	30	31			4年生	人	15	15	15	15	16								
		5年生	人	18	17	18	18	18			5年生	人	9	9	9	9	9								
		6年生	人	12	12	12	12	12			6年生	人	6	6	6	6	6								
		高学年計	人	60	58	60	60	61			高学年計	人	30	30	30	30	31								
	合計(A)	人	210	205	210	210	217	合計(A)	人	105	105	105	108	109											
確保方策(B)		人	280	280	280	280	280																		
差(B-A)		人	70	75	70	70	63																		
実施箇所数		箇所	5	5	5	5	5																		

		単位	H27	H28	H29	H30				単位	H27	H28	H29	H30			
根形小学校	実利用者数	低学年計	人	33	31	28	31		実利用者数	低学年計	人	22	29	23	31		
		高学年計	人	7	11	12	11			高学年計	人	12	10	15	15		
		合計	人	40	42	40	42			合計	人	34	39	38	46		
			単位	R2	R3	R4	R5	R6			単位	R2	R3	R4	R5	R6	
	量の見込み (第2期案)	1年生	人	13	13	13	13	13	平岡小学校 (幽谷分校を含む)	量の見込み (第2期案)	1年生	人	9	9	9	9	9
		2年生	人	13	13	13	13	13			2年生	人	9	9	9	9	9
		3年生	人	13	13	13	13	13			3年生	人	9	9	9	9	9
		低学年計	人	39	39	39	39	39			低学年計	人	27	27	27	27	27
		4年生	人	8	8	8	8	8			4年生	人	5	5	5	5	6
		5年生	人	5	5	5	5	5			5年生	人	3	3	3	3	3
		6年生	人	3	3	3	3	3			6年生	人	2	2	2	2	2
		高学年計	人	16	16	16	16	16			高学年計	人	10	10	10	10	11
	合計(A)	人	55	55	55	55	55	合計(A)	人	37	37	37	37	38			
	確保方策(B)	人	60	60	60	60	60	確保方策(B)	人	45	45	45	45	45			
差(B-A)	人	5	5	5	5	5	差(B-A)	人	8	8	8	8	7				
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1				

		単位	H27	H28	H29	H30		
中川小学校	実利用者数	低学年計	人	26	30	35	40	
		高学年計	人	1	10	12	13	
		合計	人	27	40	47	53	
		単位	R2	R3	R4	R5	R6	
量の見込み (第2期案)	1年生	人	11	11	11	11	12	
	2年生	人	11	11	11	11	12	
	3年生	人	11	11	11	11	12	
	低学年計	人	33	33	33	33	36	
	4年生	人	7	7	7	7	7	
	5年生	人	4	4	4	4	4	
	6年生	人	3	3	3	3	3	
	高学年計	人	14	14	14	14	14	
合計(A)	人	47	47	47	47	50		
確保方策(B)	人	60	60	60	60	60		
差(B-A)	人	13	13	13	13	10		
実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1		

(注) 実利用者数：各年度の月末登録児童数（月額利用数＋日額人数※）の平均

※日額人数：日額利用数÷月別の開設日数

小学校区別の量の見込みについては、令和元年5月1日現在の児童数を基に案分して算出

③子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

		単位	利用実績／確保方策(計画値)				ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
手引きに基づくニーズ量		人日	/				0	0	0	0	0
年間延べ利用者数／ 量の見込み(第2期案)	ショートステイ	人日	23	23	31	76	60	60	60	60	60
	トワイライトステイ	人日	0	0	0	2	6	6	6	6	6
	合計(A)	人日	23	23	31	78	66	66	66	66	66
確保方策	ショートステイ	人日	/				60	60	60	60	60
	トワイライトステイ	人日	/				6	6	6	6	6
	合計(B)	人日	65	65	65	65	66	66	66	66	66
差(B-A)		人日	42	42	34	▲ 13	0	0	0	0	0
実施箇所	ショートステイ	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づくニーズ量では、利用意向がみられなかったものの、毎年度一定数の利用者があることから、利用実績及び推計児童数から「量の見込み」を算出する。

■ 確保方策の考え方

- ・現在児童養護施設1箇所でショートステイ及びトワイライトステイを実施している。今後も一時預かりの利用状況を見ながら、適切に施策を実施していく。

④地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、なかよし広場・園庭開放）

		単位	利用実績／確保方策(計画値)				ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
手引きに基づくニーズ量		人日					43,263	43,527	43,917	43,221	42,355
年間延べ利用者数／ 量の見込み(第2期案)	子育て支援センター	人日	23,523	22,923	24,060	29,494					
	なかよし広場	人日	1,030	902	1,085	604					
	合計(A)	人日	24,553	23,825	25,145	30,098	30,353	30,538	30,812	30,324	29,716
確保方策	子育て支援センター	人日					30,000	30,000	30,000	30,000	30,000
	なかよし広場	人日					1,100	1,100	1,100	1,100	1,100
	合計(B)	人日	9,630	9,630	9,630	9,630	31,100	31,100	31,100	31,100	31,100
差(B-A)		人日	▲14,923	▲14,195	▲15,515	▲20,468	747	562	288	776	1,384
実施箇所	子育て支援センター	箇所	3	3	3	5	5	5	5	5	5
	なかよし広場	箇所	4	4	4	4	4	4	4	4	4

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づくニーズ量では、利用希望日数が極端に多いものもみられ、利用実績と大きく乖離があるため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から「量の見込み」を算出する。

■ 確保方策の考え方

- ・今後整備する予定の私立認可保育所については、子育て支援センターの利用状況を見ながら新たなセンターを設置していくか検討する。
- ・平川地区においては、現在吉野田保育所でなかよし広場を実施しているが、今後子育て支援センターの設置を目指す。

⑤一時預かり事業（幼稚園型）

		単位	利用実績／確保方策(計画値)				ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
手引きに基づくニーズ量	1号認定	人日	/				2,698	2,735	2,637	2,644	2,626
	2号認定	人日					30,880	31,297	30,183	30,259	30,059
	合計	人日					33,578	34,032	32,820	32,903	32,685
年間延べ利用者数／ 量の見込み(第2期案)	1号認定	人日	/				998	1,012	976	978	972
	2号認定	人日					11,428	11,578	11,167	11,193	11,121
	合計(A)	人日					5,339	7,824	7,787	8,835	12,426
確保方策(B)		人日	7,912	7,912	7,912	10,470	13,000	13,000	13,000	13,000	13,000
差(B-A)		人日	2,573	88	125	1,635	574	410	857	829	907
実施箇所		箇所	2	2	2	2	2	2	2	2	2

■ 量の見込みの考え方

- ・手引きに基づくニーズ量では、年間利用意向日数について、「私用、親の通院・不定期の就労等の目的で、年間何日くらい事業を利用する必要がありますか」という設問により把握するものであり、ニーズ調査結果では、この日数が21日以上/年が最も多くなっている。しかし、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、見込み量が過大に推計されていると想定される。
- ・また、2号認定については、2号認定子どもの母親の就労日数（平均 232 日/年）を掛け合わせて算出しているため、見込み量が過大に推計されていると想定されるため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から「量の見込み」を算出する。

■ 確保方策の考え方

- ・現在長浦地区の私立幼稚園2箇所で在園児を対象とした一時預かり事業を実施している。今後新たな幼稚園の整備は予定されていないため、既設の幼稚園での事業実施を継続していく。

⑥一時預かり（その他の一時預かり）

		単位	利用実績／確保方策(計画値)				ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
手引きに基づくニーズ量		人日					28,187	27,093	28,223	27,961	27,536
年間延べ利用者数／ 量の見込み(第2期案)	一時預かり	人日	6,700	7,872	7,968	6,769					
	休日保育	人日	143	112	121	64					
	ファミリー・センター※	人日	56	54	73	82					
	合計(A)	人日	6,899	8,038	8,162	6,915					
確保方策	一時預かり	人日	7,310	7,310	7,310	8,163	12,326	12,447	12,276	12,193	12,029
	休日保育	人日	316	316	316	474	500	500	500	500	500
	ファミリー・センター※	人日	535	535	535	535	90	90	90	90	90
	合計(B)	人日	8,161	8,161	8,161	9,172	13,090	13,090	13,090	13,090	13,090
差(B-A)		人日	1,262	123	▲ 1	2,257	764	643	814	897	1,061
実施箇所	一時預かり	箇所	6	6	7	8	8	8	8	8	8
	休日保育	箇所	1	1	1	2	2	2	2	2	2
	ファミリー・センター※	箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	1

※病児・緊急対応強化事業及び就学児対象事業を除く。ただし、H27～H30の確保方策については、就学児対象事業を含む。

■ 量の見込みの考え方

・手引きに基づくニーズ量では、保育所（園）や認定こども園等を定期的にご利用する児童も対象となってしまう、過大なニーズ量が算出されることから、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から「量の見込み」を算出する。

■ 確保方策の考え方

・今後の利用状況などを見ながら、新たに開設する施設での一時預かり事業や休日保育事業の実施について検討していく。

⑦病児保育事業

		単位	利用実績／確保方策(計画値)				ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
手引きに基づくニーズ量		人日					5,786	5,843	5,763	5,724	5,648
年間延べ利用者数／ 量の見込み(第2期案)	病後児保育	人日	590	524	275	182					
	病児保育	人日	-	-	64	95					
	合計(A)	人日	590	524	339	277					
確保方策	病児・病後児保育(B)	人日	2,080	2,080	2,080	2,080	3,120	3,120	3,120	3,120	3,120
差(B-A)		人日	1,490	1,556	1,741	1,803	2,321	2,326	2,322	2,321	2,314
実施箇所	病後児保育	箇所	2	2	1	2	2	2	2	2	2
	病児保育	箇所	0	0	1	2	2	2	2	2	2

※病児・緊急対応強化事業

■ 量の見込みの考え方

・手引きに基づくニーズ量では、市の利用実績と比較しても大きく乖離しており、見込み量が過大に推計されていると想定される。このため、今後の利用ニーズ増を勘案した上で、利用実績及び推計児童数から「量の見込み」を算出する。

■ 確保方策の考え方

・現在私立保育園2箇所で病後児保育、2箇所で病児保育を実施している。今後の確保方策については、現行の4施設の利用定員及び開設日数で見込む。

⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 就学児対象 ※ 第1期計画で記載なし。

		単位	利用実績／確保方策(計画値)				ニーズ量・量の見込み／確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
手引きに基づくニーズ量	低学年	人日					0	0	0	0	0
	高学年	人日					0	0	0	0	0
	合計	人日					0	0	0	0	0
年間延べ利用者数／ 量の見込み(第2期案)	低学年	人日	514	367	261	208	264	258	264	266	274
	高学年	人日	66	200	226	182	231	226	231	233	240
	合計(A)	人日	580	567	487	390	495	484	495	500	514
確保方策(B)		人日					500	500	500	500	500
差(B-A)		人日					5	16	5	0	▲ 14
実施箇所数		箇所	1	1	1	1	1	1	1	1	

■ 量の見込みの考え方

・手引きに基づくニーズ量では、利用意向がみられなかったものの、毎年度一定数の利用者があることから、利用実績及び推計児童数から「量の見込み」を算出する。

■ 確保方策の考え方

・市が運営するファミリー・サポート・センターで、「子育ての援助を受けたい方」（利用会員）と「子育ての援助を行いたい方」（提供会員）のマッチングを図ることにより、地域における有償の相互援助活動を実施する。

以降の事業については、アンケート調査ではニーズ量を算出しないため、現状を踏まえ、確保方を検討します。

⑨利用者支援事業

		単位	実績／確保方針(計画値)				確保方針(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
実施箇所数 量の見込み(第2期案)	基本型・特定型※ ¹	箇所	1	1	2	2	2	2	2	2	2
	母子保健型※ ²	箇所	0	1	1	1	1	1	1	1	1
	合計(A)	箇所	1	2	3	3	3	3	3	3	3
確保方針	基本型・特定型※ ¹	箇所	1	2	2	2	2	2	2	2	2
	母子保健型※ ²	箇所	0	0	0	0	1	1	1	1	1
	合計(B)	箇所	1	2	2	2	3	3	3	3	3
差(B-A)		箇所	0	0	▲ 1	▲ 1	0	0	0	0	0

※1 基本型・特定型：職員配置—専任職員（利用者支援専門員）を1名以上配置

※2 母子保健型：職員配置—母子保健に関する専門知識を有する保健師、助産師等を1名以上配置

■ 量の見込みの考え方

・利用実績を踏まえ、令和元年度現在の実績（3箇所）を「量の見込み」とする。

■ 確保方針の考え方

・現在、子育て世代総合サポートセンター等で相談・助言を行っている。今後も妊娠から出産、子育てにおけるそれぞれの段階に対応した相談や支援を行い、適切に事業を実施する。

⑩妊婦に対する健康診査

		単位	実績／確保方策(計画値)				確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
実績／	妊婦届出人数	人	606	639	699	623	625	618	612	606	600
量の見込み(第2期案)	年間妊婦健診受診回数 (A)	延回	6,022	6,133	6,345	6,239	6,046	5,985	5,925	5,684	5,804
確保方策	年間妊婦健診受診回数 (B)	延回	/				6,046	5,985	5,925	5,684	5,804
差 (B - A)		延回	/				0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

- ・利用実績及び将来人口推計から「量の見込み」を算出する。

■ 確保方策の考え方

- ・定期的な妊婦健診の啓発を行うことにより、全数の保健指導を目指す。

①乳幼児家庭全戸訪問事業

		単位	実績／確保方策(計画値)				確保方策(案)				
			H27	H28	H29	H30	R2	R3	R4	R5	R6
訪問者数／ 量の見込み(第2期案)	保健師・助産師による訪問	人	504	480	481	527	566	561	553	547	538
	主任児童委員による訪問	人	56	43	48	15	15	15	15	15	15
	合計(A)	人	560	523	529	542	514	581	576	568	562
確保方策(B)		人	/				514	581	576	568	562
差(B-A)		人	/				0	0	0	0	0

■ 量の見込みの考え方

・毎年度の0歳児の推計人口数を確保量として見込む。うち主任児童委員の訪問数は近年の実績から15人と見込む。

■ 確保方策の考え方

- ・新生児訪問として、生後2か月までに保健師・助産師が対象家庭を訪問し、必要な保健指導を行う。
- ・新生児訪問の期間に対象者の都合等により訪問がかなわなかった場合については、生後4か月までに主任児童委員による訪問を実施する。

袖ヶ浦市子ども・子育て支援会議 令和元年度の予定

1回 令和元年 5月23日(木)	議題 (1) 子育て支援施策について (2) 次期「子育て応援プラン」の策定について
2回 令和元年 7月25日(木)	議題 (1) 平成30年度子育て応援プランの進捗状況について (2) 次期計画策定に係る課題の整理等について (3) 特定地域型保育事業の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取について (4) 幼児教育・保育の無償化に関する概要について
3回 令和元年 10月10日(木) (※9月27日(金) より変更)	議題 (1) 次期計画の骨子案について (2) 次世代育成支援行動計画に係る計画事業(案)について (3) 教育・保育の量の見込み及び定員等の確保方策について
4回 令和元年 12月中旬	議題(案) (1) 子育て応援プラン(案)について
令和元年 12月下旬～ 令和2年 1月下旬	※参考 子育て応援プラン(案)に係るパブリックコメント実施
5回 令和2年 2月下旬	議題(案) (1) パブリックコメントの結果について